

仮想発電所技術を活用した再生可能エネルギーの有効利用に関する基本協定書

新潟市（以下「甲」という。）及び東北電力株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、都市全体での効率的なエネルギー利用に資するため、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、甲及び乙が相互の緊密な連携と協力により、甲が所有する施設において、仮想発電所技術を活用した再生可能エネルギーの有効利用に向けた取り組みを通じ、環境負荷の抑制及び地域防災機能の一層の強化に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第 2 条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1） 甲及び乙の相互の情報、技術等知的資源の活用に関すること。
- （2） 甲及び乙が共同して実施する事業の企画、調整及び推進に関すること。
- （3） その他甲及び乙の連携を推進するために必要な事項に関すること。

2 連携に第三者の参画が有効と思われる場合には、甲及び乙の合意のもとで参画を可能とする。

（知的財産等）

第 3 条 本協定の履行により発生した成果（書面、電磁的記録方法、口頭開示などその媒体を問わず、知的財産を含む）及び成果報告書等の成果物の取扱いについては、甲及び乙が協議の上、決定する。

（守秘義務）

第 4 条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において相手方から開示又は提供された情報について適切に管理するとともに、相手方の承認を得ることなく第三者に開示又は提供してはならない。

（有効期間）

第 5 条 本協定書の有効期間は、2019 年 4 月 17 日から 2021 年 3 月 31 日までとする。

（協議）

第 6 条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その 1 通を保有する。

2019 年 4 月 17 日

(甲) 新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1
新潟市
新潟市長

(乙) 新潟市中央区上大川前通 5 番町 84 番地
東北電力株式会社
上席執行役員新潟支店長